

2. 輸送関係

(1) 輸送関係業務

① 乗合事業の取り組み

(i) 乗合事業の概況

乗合事業は、通勤・通学をはじめ地域住民の日常生活を支える身近な公共交通機関であり、地域住民の生活交通手段を確保・維持していくことは大変重要です。

利用者利便の向上と利用者の減少をくい止めるため、バス事業者は、超低床バスの充実、バス停上屋の設置、市内循環バス、ワンコインバス、乗り放題バス、高齢者向け割引、小人50円運賃の導入など様々な施策を講じているものの、マイカーの利用や少子高齢化、人口減少の進行等により、利用者の減少に歯止めがかからず、さらに乗務員不足も相まって、事業をとりまく環境は引き続き極めて厳しい状況にあります。



こうした中、地方公共団体が路線バスの撤退や減便後、または中山間地や過疎地などの交通空白地における公共交通確保策として地域公共交通会議等で協議を経て、コミュニティバスや乗合タクシーを導入しています。既存の路線バスの有効活用も含め、路線の再編や地域の実情とニーズに即した持続可能な地域公共交通の構築が期待されています。

(ii) 乗合事業に関する施策

利用者の減少によりバス路線の維持が困難な路線に対しては、「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)」が設けられております。

地方公共団体をはじめ地域住民等の関係者で構成する地域公共交通会議等が中心となり、路線の見直し等による路線バスの利便性の向上、情報発信や啓蒙活動等による利用促進、交通空白地域を解消するための乗合タクシーや予約制デマンド交通の導入など、地域の実情に即した創意工夫を凝らし、地域の生活交通を確保・維持するための取り組みが進められています。

② 貸切バス事業の取り組み

(i) 貸切バス事業の概況

貸切バスは、国内旅行者のみならず、近年では訪日外国人にも利用層を広げて周遊観光の中核的な交通手段として活用されているほか、柔軟な供給力を活かしてスクールバスなど地域住民の足の確保の面でも重要な役割を担っています。また、観光やイベントの需要に応え

るばかりでなく、廃止されたバス路線の代替輸送機関として行う乗合旅客輸送や災害時の緊急輸送等にも対応し、地域社会を支えています。

(ii) 貸切バス事業に関する施策

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて、国土交通省は同年1月22日に「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加、国の監査要員体制、人口減少・高齢化に伴うバス運転手の不足など構造的な問題を踏まえつつ、再発防止策について検討を行いました。

同年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめ、全体で85項目に及ぶ施策によって再発の防止を進めています。

③ タクシー事業の取り組み

(i) タクシー事業の概況

タクシーはドア・ツー・ドアの便利なサービスをいつでも提供し、特に体の不自由な人など移動に制約のある人に優しい公共交通機関としてその役割は重要となっています。

令和7年3月末の事業者数及び車両数は、法人事業者(福祉輸送限定事業者含む)が概ね横ばいとなっており、個人タクシーはやや減少となっています。また、令和6年度の輸送実績では、輸送人員、営業収入もやや減少の状況となっています。

このような状況の中、運転者の賃上げや職場環境の改善のため、令和7年12月22日に普通車の初乗り運賃の上限が700円に引き上げられるなど、運賃改定が実施されました。

(ii) タクシー事業に関する施策

輸送実績が伸び悩むなか、観光・イベント・福祉・介護などさまざまな利用者ニーズに応えようと創意工夫ある取り組みにより需要の開拓に努めており、観光ルート別運賃の設定や乗車前に運賃とルートが確定する事前確定運賃、複数回の利用分の運賃を予め一括して支払う一

括定額運賃(定期券/回数券方式)の導入などを行っている他、飲食店とタイアップし、飲食店のテイクアウト料理を自宅まで配達する宅配サービスタク

ユニバーサルデザインタクシー

写真提供：三越タクシー(株)

シーも運行しています。



また、これからの高齢化社会の進展に対応するため、福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入にも力を入れています。

令和6年3月には、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業(日本版ライドシェア)の制度を創設し、地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消に取り組んでいます。平成21年10月よりタクシーの供給過剰の早期解消や運転手の労働環境改善・サービス改善を目的とし

た「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(タクシー特措法)が施行されました。令和3年8月に、新潟交通圏が「特定地域」の指定を解除され、「準特定地域」に指定されたことにより、現在、県内では5地域(新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、新発田市A地区、柏崎市A地区)が「準特定地域」に指定されています。この地域の事業者は、同法に基づき適正かつ合理的な事業運営を図り、利用者ニーズに的確に対応したサービスの提供の活性化を図るための自主的な措置を講ずることが求められています。

④貨物自動車運送事業の取り組み

(i)貨物自動車運送事業の概況

トラック輸送は、トンベースで国内貨物量の9割以上を占めており、日々の暮らしや経済を支え、我が国の社会活動における重要な社会インフラとなっています。一方、荷主企業や消費者のニーズが多様化・高度化するなか、常態化する人手不足や長時間労働の是正に向けた対応に加え、働き方改革の推進や生産性向上への取り組み等、数多くの課題を抱えています。



(ii)貨物自動車運送事業に関する施策

令和6年4月から働き方改革関連法施行により時間外労働の上限(休日を除く年960時間)規制等が適用され、トラック事業については、労働時間が制限されることによる輸送力の不足が懸念され、「2024年問題」として、その対応が始まっているところです。

女性ドライバー専用の「姫トラ」

写真提供：新潟県トラック協会

トラック運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、トラック運転者不足が深刻化しています。担い手確保のためには、適正な運賃収受による適正な賃金が必須となります。国土交通省では令和2年4月に貨物自動車運送事業法に基づく「標準的な運賃」を策定し、その周知・浸透に取り組んできました。

この「標準的な運賃」については、令和6年3月に運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した、新たな運賃を告示しました。今後、関係省庁・産業界とも連携し、実効性の確保に努めるとともに、あらゆる手段を講じて、ドライバーの賃上げ原資の確保に向けて取り組んでまいります。

重要な社会インフラである物流が滞らないようにするために、また、トラック運転者の労働条件を改善していくためには、荷主企業とトラック運送事業者の双方が協力しあって取引環境の適正化に取り組むことが重要となります。新潟運輸支局においては、新潟労働局、公益社団法人新潟県トラック協会と立ち上げた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」等を活用して、荷主企業とトラック事業者の連携を育み、また、国民の物流事業に関する理解

を増進する「ホワイト物流」推進運動の取り組みを進めています。

また、国土交通省では、トラック運送事業における適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化するため、令和5年7月に「トラックGメン」を創設し（令和7年11月1日に「トラック・物流Gメン」に改組）、新潟県内においてもトラック事業者への積極的な情報収集を行い、悪質な荷主等に対し、法に基づく「働きかけ」や「要請」を行っています。

（2）自動車運送事業者の監査業務

運輸局及び運輸支局では運送事業者の適正な事業実施のために運送事業者の監査を行い、違法な事業運営や労働実態のある事業者には行政処分と改善指示を行っています。

「貸切バス事業に関する施策」の中でも既述しておりますが、国土交通省に設置された「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策として、事業者や運行管理者が遵守すべき事項の強化や法令違反の早期是正と処分の厳格化、監査の実効性の向上といった点が検討され、自動車運送事業者に対する監査に関係する基準等についても見直しが行われました。

その他、平成30年7月には、過労防止関連違反等に係る行政処分量定の引上げ、令和2年11月には監査及び行政処分対象として妨害運転行為の追加、令和3年5月には健康起因事故に係る行政処分の強化、令和6年10月には酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化を行うなどの改正も行われました。

（3）自家用自動車による有償運送の許可・登録

自家用自動車は、使用者自らの目的のために使用するものであり、原則として、有償で運送の用に供してはならず、災害やその他緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには国土交通大臣の許可又は登録を受けることが必要となっています。

①自家用有償旅客運送

公共交通空白地域での輸送や福祉輸送といった地域住民の生活に必要な輸送について、バスやタクシー等によっては対応できない場合に、一定の要件を満たした市町村やNPO等が登録を受けて自家用自動車を使用した有償旅客運送を行うことができます。

なお、平成27年4月1日より、国土交通省が行っていた自家用有償旅客運送の事務・権限については、新潟県に移譲されました。輸送の安全や利用者利益の保護を担保するため、移譲後においても新潟県に対して専門的な知見やノウハウ等を適切に継承するとともに、適切に事務・権限が遂行されるよう支援を行っています。

②自家用有償貨物運送

（i）自家用有償運送（車積載車による事故車及び故障車の排除業務）

事故車等の排除業務は公共性の強いものであり、緊急性を伴い迅速に対応する必要があることから、道路上の事故車等を最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等まで搬送するため一定の要件を満たしたものに対して許可するものです。

（ii）自家用有償運送（ラストマイル輸送等への輸送対策）

近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストマイル輸送を中心に、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっています。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、年間利用日数90日を上限に、一定の要件を満たしたものに対して許可するものです。

(4) 自家用自動車有償貸渡事業(レンタカー事業)の許可

自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ「業」として有償で貸渡をすることができません。レンタカーとは、貸渡人(レンタカー事業者)が自動車の使用者となっている自家用自動車で、借受人が不特定のものをいいます。